

2025年8月1日

お客さま各位

君津信用組合

米国政府による追加関税措置に関する「特別融資」の取扱開始

君津信用組合は、米国政府による追加関税措置の影響を直接的・間接的に受けられた法人・個人事業主の方に対する【きみしん特別対策資金（米国関税対応資金）】の取扱いを開始しました。当組合とのお取引の有無にかかわらず、お気軽にご相談ください。

【きみしん特別対策資金（米国関税対応資金）】	
取扱期間	令和7年8月1日（金）～令和8年3月31日（火）
融資対象者	米国政府による追加関税措置の影響を受けた法人および個人事業主
融資形式	証書貸付・手形貸付
融資限度額	運転資金・設備資金 30,000千円以内
返済期間	運転資金 7年以内（据置期間1年以内を含む）但し、手形貸付は1年以内
	設備資金 10年以内（据置期間1年以内を含む）
資金用途	米国政府による追加関税措置の影響を直接的・間接的に受けたことに伴い
	必要となる運転資金・設備資金
貸出利率	当組合所定の利率とする。
返済方法	証書貸付 元金均等返済（据置期間1年以内を含む）
	手形貸付 期日一括返済
担保	必要に応じて担保の提供をお願いすることがあります。
保証人	原則、法人のお客様は代表者

※審査の結果ご融資できない場合がございます。

※くわしくは店頭または担当者までお問合せください。